

マージン率などの情報

北王コンサルタント株式会社

許可番号：派 01-300462

- ① 派遣労働者（令和 8 年度 9 月 1 日現在） 2 人
- ② 派遣先事業所数（令和 8 年度） 2 事業所
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額（令和 8 年度） 72,000 円
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額（令和 7 年度） 25,000 円
- ⑤ マージン率 55%
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
有給無償とする。また、「北王コンサルタント株式会社年度教育計画」に従って、着実に実施する。
～方針～
業務効率の向上につながる研修を実施する。
新しいスキル構築につながる研修を実施する。
QMS 変更に伴う変更点を熟知させる。
品質向上（評価点）につながる研修を実施する。
～内容～
コミュニケーションが向上する研修を年 1 回実施する。(OFF-JT)
全職員に対し、年 2 回以上実施する。(OFF-JT)
QMS 研修、内部監査員研修を各 1 回実施する。(OJT)
【キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先】
相談窓口：北王コンサルタント株式会社 総務部 佐藤 寛 電話番号：0155-26-3775
- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）
派遣先の食堂利用可
- ⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
☐ 労使協定を締結していない
☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和 9 年 3 月 31 日）
・協定の対象となる派遣労働者の範囲（土木技術業務に従事する従業員）
(期限を定めないで雇用される派遣労働者)

様式第3号-2 (第1面)

キャリア形成支援制度に関する計画書

1 キャリアコンサルティングの担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見
計	1	1		1	(具体的に記載すること)
キャリアコンサルタント				—	
上記以外の担当者	1	1		—	
営業職				—	
その他	1	1		—	5年間の人事経験あり

2 キャリアコンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリアコンサルティングを行う場所	備考
1 事務所に設置・2 電話での相談窓口の設置・3 e-mailでの専用窓口の設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他	1 社内（本社、支社等を含む）の特定の場所・2 社内の不特定の場所・3 派遣先の特定の場所・4 派遣先の不特定の場所・5 社外・6 その他	
1、2、3	1	

3 キャリアコンサルティングに関するマニュアル等の有無

① 有 2 無

4 キャリアアップに資する教育訓練

	キャリアアップ措置の種別（1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練）		対象となる派遣労働者の種別（1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目（階層別訓練の場合のみ選択のこと）・5 その他）			1人当たり年間平均実施時間				訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・ 2 無償（実費負担あり）・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・ 2 有給（無給部分あり）・ 3 無給
		具体的な教育訓練		具体的な対象労働者	人数	1年目	2年目	3年目	4年目以降			
①	1	新規採用者教育訓練	1	新規就労労働者	5	8				2	1	1
②	2	担当者教育訓練	2.3	無期派遣労働者	5	4	4			1,2	1	1
③	2	業務管理担当者教育訓練	2.3	無期派遣労働者	5		4	2		1,2	1	1
④	2	トレーナー教育訓練	2.3	無期派遣労働者	5			4	4	2	1	1
⑤	4	リーダー教育訓練	2.3	無期派遣労働者	5			2	4	2	1	1
⑥	5	資格取得研修	5	受職資格を有する派遣労働者	5				2	2	1	1
⑦												
⑧												
1人当たりの平均実施予定時間の合計（「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」であり、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」であるもののみ合計可。）						12	8	8	10			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施にあたって支払う賃金額（1人1時間当たり平均）											3,111	
備考												

※ 1人当たりの平均実施予定時間が、年間概ね8時間に満たない場合、備考欄にその具体的な理由を記載すること

5 上記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由

派遣労働者の採用後、就業・業務に必要な基礎知識を習得し、その後のキャリアパスに応じた教育訓練を実施することで、職務遂行能力や専門的・総合的な能力を高めることが出来る。以上のことが、キャリアアップに資すると考える。

6 無期雇用派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施	① 有 2 無	備考	
--	---------	----	--

7 上記6の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること

長期的に派遣就業することを念頭に、幅広くキャリア形成できるよう、また専門性のある技能が習得できるよう、教育訓練の内容を策定・改訂することで、その時期・時代にマッチした教育訓練となるよう考慮している。

8 派遣労働者のキャリアアップ措置に係る教育訓練に用いる施設、設備等の概要

※ 様式第3号の8欄と異なる場合のみ記載すること

9 教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後3年間以上あること	① 有 2 無
---	---------

10 備考

※労働局記載欄